

医師の診断をもとに保護者が記入

学校感染症における出席停止の報告書（幼保こ）

園長 様

園名 多治見市 園
組 園児名

1、（病院名） において、下記の病気を診断されました。（該当の病名に○印を付けて下さい。）

病院受診日： 月 日 （症状発生日： 月 日） ※症状発生日を0日とし、その翌日から1日目として算出する

2、上記の子どもについて、下記の病気により
出席停止にしてくださいをお願いします。 月 日から 月 日（ 日間）まで

令和 年 月 日

保護者名 印略

	病名	出席停止期間の基準（登園の目安）
第1種	エボラ出血熱 痘そう マールブルグ病 急性灰白髄炎 鳥インフルエンザ（H5N1） 重症急性呼吸器症候群 （病原体がSARSコロナウィルスに限る） クリミア・コンゴ出血熱 南米出血熱 ラッサ熱 ジフテリア ペスト	治癒するまで
第2種	インフルエンザ （鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、 又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が、終了するまで
	麻疹	解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、 かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により園医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 細菌性赤痢 パラチフス ウイルス性肝炎	病状により園医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	流行性嘔吐下痢症	下痢・嘔吐症状から回復した後、全身状態が良くなるまで （便の状態がよくなり、通常の食事がとれるようになるまで）
	溶連菌感染症	抗生剤治療開始後24時間を経て全身状態が良くなるまで （発熱がなくなり、通常の食事がとれるようになるまで）
	手足口病 ヘルパンギーナ	発熱、口内疹などの急性期症状が消退して、通常の食事がとれ、 全身状態の安定するまで
	マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態が良くなるまで
	伝染性紅斑	発疹のみで（発熱なく、通常の食事がとれる）全身状態が良ければ 登園可能